

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当たるとは、  
その翌日)

## 目次

### ◇規

#### 則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

### ◇告

#### 示

自衛官の募集

開発行為に関する工事の完了(三件)

海岸保全区域の指定の一部改正(三件)

## 規 則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十四号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則  
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万二千元」を「一万三千元」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に修学資金の貸付けの決定を受けている者に係る修学資金の額については、改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十五号

へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

へき地勤務医師等修学資金貸付規則(昭和五十年七月鳥取県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五万円」を「七万三千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に修学資金の貸付けの決定を受けている者に係る修学資金の額については、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百四十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十六年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

- 1 男子については、二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 女子については、二等陸士及び二等海士

二 募集期間

昭和五十六年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、女子については、昭和五十六年五月一日から同月二十七日までとする。

三 試験期日

- 1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

- 2 女子については、昭和五十六年六月一日

四 試験場の位置及び名称

- 1 男子

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

- 2 女子

倉吉市山根五二九番地二

鳥取県立倉吉体育文化会館

五 その他

- 1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有す

る者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

## 2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

## 鳥取県告示第三百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月十日 鳥取県指令受都計第四百十七号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字横丁並びに浜坂字ウツロ、字五反田、字高熊及び字岩ヶ前（一工区）

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田 中 宣 二

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森 岡 大之郎

## 鳥取県告示第三百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年五月七日 鳥取県指令受都計第七十七号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字四久保田及び字塩井手

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨 土 健 英

鳥取県告示第三百四十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月八日 鳥取県指令受都計第百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字畑田（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九一四〇

株式会社知互信販

代表取締役社長 岸 野 高 春

鳥取県告示第三百四十四号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中の鳥取県鳥取沿岸名和海岸豊成地区海岸の項を鳥取県鳥取沿岸名和海岸豊成西地区海岸とする。

鳥取県告示第三百四十五号

昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百六十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の指定番号の欄を削り、同表の鳥取県鳥取沿岸米子海岸両三柳地区海岸の項、鳥取県鳥取沿岸米子海岸河崎地区海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸米子海岸夜見地区海岸の項を削る。

鳥取県告示第三百四十六号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸赤碓海岸籠津地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸中

山海岸田中地区海岸の項、鳥取県鳥取沿岸中山海岸豊成地区海岸の項、鳥取県鳥取沿岸名和海岸豊成東地区海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸大山海岸上万地区海岸の項として次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸 中山海岸 田中地区海岸	次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十四と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域 基点一 西伯郡中山町田中字浜ノ上九五一番次一内第一地 先の標柱一 基点二 " " 九五一番次一地の先の標柱 基点三 " " 九五三番次一地の標柱 三 基点四 " " 九五三番次一地の標柱 四 基点五 " " 九五六番地先の標柱五 基点六 " " 字浜ノ田八〇番内第二地先の標柱六 基点七 " " 御崎字来濱ノ上五九一番内七地の標柱七 基点八 " " 五九一番内七地の標柱八 基点九 " " 五九一番内七地の標柱九 基点十 基点九から二八度五〇分六三メートルの点 基点十一 基点七から北九五メートルの点
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥取県鳥取沿岸 中山海岸 豊成地区海岸	次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点六と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域 基点一 西伯郡中山町豊成字下長野二番地先の標柱一 基点二 " " 二番地の標柱二 基点三 " " 三番地先の標柱三 基点四 基点三から三五二度三〇分七四メートルの点 基点五 基点二から北一〇三メートルの点 基点六 基点一から二五度〇〇分六九メートルの点
鳥取県鳥取沿岸 名和海岸 豊成東地区海岸	次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十二と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域 基点一 西伯郡名和町大字豊成字下長野一六七〇番一地の標柱一 基点二 " " 一六七〇番三地の標柱二 基点三 " " 字唐ヶ崎一四一七番四地の標柱三 基点四 " " 一四一七番一地の標柱四 基点五 " " 一四一七番一地の標柱五 基点六 " " 一四一七番一地の

<p>鳥取県鳥取沿岸 大山海岸 上万地区海岸</p>	<p>基点七 " " 一四一七番三地の 標柱七</p> <p>基点八 基点七から三三八度一分八〇メートルの点 基点九 基点五から北一〇五メートルの点 基点十 基点三から北一六五メートルの点 基点十一 基点二から北七五メートルの点 基点十二 基点一から三五二度三分七四メートルの点</p>
<p>鳥取県鳥取沿岸 大山海岸 上万地区海岸</p>	<p>基点一から基点四までを順次に直線で結んだ線及び基点四と基点一とを直線で結んだ線並びに基点五から基点十三までを順次に直線で結んだ線及び基点十三と基点五とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域</p> <p>基点一 西伯郡大山町上万字傍示川八〇番地先の標柱一 基点二 " " 八二番地先の標柱二 基点三 基点二から北九〇メートルの点 基点四 基点一から一七度〇〇分九〇メートルの点 基点五 西伯郡大山町上万字灘河原二二番地の標柱五 基点六 " " 二二番地の標柱六 基点七 " " 二二番地の標柱七 基点八 " " 二二番地の標柱八 基点九 " " 二二番地の標柱九 基点十 基点九から三一一度四五分九〇メートルの点</p>
<p>表の鳥取県鳥取沿岸淀江海岸今津地区海岸の項を次のように改める。</p> <p>基点十一 基点九から北八五メートルの点 基点十二 基点七から北八三メートルの点 基点十三 基点五から北八五メートルの点</p>	<p>鳥取県鳥取沿岸 淀江海岸 今津地区海岸</p> <p>基点一から基点十一までを順次に直線で結んだ線及び基点十一と基点一とを直線で結んだ線並びに基点十二から基点十八までを順次に直線で結んだ線及び基点十八と基点十二とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 西伯郡淀江町大字今津字妻木川二二番地先の標柱一 基点二 " " 二二番地の標柱二 基点三 " " 三一番一地先の標柱三 基点四 " " 字村内四〇五番地の標柱四 基点五 " " 三九九番一地先の標柱五 基点六 基点五から二五五度四〇分一一メートルの点 基点七 基点五から二五二度四五分一一〇メートルの点 基点八 基点四から西六三メートルの点 基点九 基点三から西九七メートルの点 基点十 基点二から西九六メートルの点 基点十一 基点一から二七八度五五分九〇メートルの点 基点十二 西伯郡淀江町大字今津字村内三九八番三三三地の標柱十二</p>

基点十三 " 字濱田二七一番八地先の  
 標柱十三  
 基点十四 " 二七一番五地先の  
 標柱十四  
 基点十五 基点十四から三〇二度二〇分一五メートルの点  
 基点十六 基点十四から三〇二度二〇分五八メートルの点  
 基点十七 基点十二から二五八度三〇分九九メートルの点  
 基点十八 基点十二から三一六度三四分九メートルの点

表の鳥取県鳥取沿岸淀江海岸今津地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸淀江海岸西原地区海岸の項として次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸  
 淀江海岸  
 西原地区海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点八と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

基点一 西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ三、一三三六番一地の標柱一  
 基点二 " 一三三六番二地の標柱二  
 基点三 " 字白濱ノ四、一三三七番一地の標柱三  
 基点四 " 一三三七番二地の標柱四  
 基点五 " 一三三七番二地の標柱五  
 基点六 基点五から北一四〇メートルの点

基点七 基点八から北七八メートルの点  
 基点八 基点一から三四七度五五分一三メートルの点

表の鳥取県鳥取沿岸米子海岸米子西地区海岸の項中 「二一基点二〇から二二一九から北北東一二五メートルの点」 を 「二一基点二〇から北北東二〇〇メートルの点」 に改め、同項の次に鳥取県鳥取沿岸米子海岸両三柳地区海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸米子海岸夜見地区海岸の項として次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸  
 米子海岸  
 両三柳地区海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十五と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

基点一 米子市両三柳字三右衛門道西北三〇五一番一地の標柱一  
 基点二 " 字代吉郎道西三〇八二番三地の標柱二  
 基点三 " 三〇八二番三地の標柱三  
 基点四 " 字新川西三一二五番七地の標柱四  
 基点五 " 字平道左右三一九一番四地先の標柱五  
 基点六 " 字三保向ヒ四五八一番一三地の標柱

